

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築物の耐震改修の促進に関する法律	法令番号	平成7年法律第123号
手続名	要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等	根拠条項	第8条第1項
処分基準	<p>第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。</p>		
	対応区分	<p>1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 建築住宅課</p> <p>交付機関 建築住宅課</p>